

I

第2次吹田市地域福祉計画の策定にあたって

I 第2次吹田市地域福祉計画の策定にあたって

本章では、なぜ地域福祉を考える必要があるのか、また、第1次吹田市地域福祉計画の推進がどのように取り組まれてきたのかについてまとめています。

1 地域福祉とは

地域福祉とは、地域社会におけるくらしの課題に対し、その地域のあらゆる住民や福祉関係者などが協力して解決を図り、支援する人も、支援を必要とする人もこのまちに住んでよかったと実感できるような社会を実現するための取り組みです。

かつての福祉には、高齢者福祉や障がい者福祉などの特定の対象者に向けたイメージがあり、支援を必要としている人が社会的弱者の立場になりやすい状況がありました。しかし今日では、同じ地域に暮らす一員としてお互いが尊重し認めあい、地域に暮らす人のだれもが主役となり、自分らしく生きることができるよう社会が求められています。支援を必要とする人が時には支援の担い手にもなれるような、お互いの支えあいの輪を広げ、住民自らが主体的にその輪の中に参加したいと思える仕組みづくりが必要です。

2 なぜ地域福祉なのか(計画の策定背景)

かつて産業が農業中心であった我が国は、近所同士の付き合いがどの地域でも見られ、助けあいや支えあいの考え方(相互扶助)により人々のくらしは支えられてきました。しかし、戦後の高度経済成長期の中で都市化、工業化が進んだことにより、地域のつながりの希薄化が進み、行政が地域社会に代わって福祉サービスを供給することが増えてきました。そして、その範囲はニーズとともに広がりを見せ、1990年代以降、障がいのある人や高齢者福祉サービスの計画的な整備が進められ、公的な福祉サービスは質、量ともに飛躍的に充実してきました。

しかし、サービスが整備された反面、昔のような隣近所の助けあいが希薄となったことで、地域社会ではゴミ出しや電球の交換といったちょっとしたお願いごとに公的サービスでは対応しきれないことや、病気やけがによる一時的な要支援状態等にある人々など、公的な福祉サービスの対象になっていない、制度の谷間にある人の問題*があることが明らかになってきました。また、今日では少子高齢化、単身世帯や小規模世帯の増大、成長型社会の終焉、さらには深刻な経済状況の悪化などを背景に、くらしの不安やストレスが増大し、孤独死*、ホームレス*、DV*、虐待、ひきこもり*、ゴミ屋敷などの新たな社会問題も出てきています。

このような、家族や地域コミュニティ*の希薄化や公的サービスで対応できない制度の谷間にある問題、新たな社会問題などを解決するために、地域福祉を住民のみなさんといっしょに考えていく必要があるのです。

3 地域福祉計画とは

地域福祉計画は、「吹田市民のくらしと健康を支える福祉基本条例*」の基本理念及び第8条に沿って策定及び施策を推進する計画です。

また、本計画は、社会福祉法*第107条に規定された市の行政計画で、社会福祉法第4条に規定された「地域福祉の推進」を目的として策定する計画です。

社会福祉法第107条の規定により地域福祉計画に盛り込むこととされた事項

- ①地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項（サービスの利用促進）
- ②地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
（サービスの基盤整備）
- ③地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
（地域福祉活動への住民参加の促進）

4 地域福祉計画策定の趣旨

第1次吹田市地域福祉計画の基本的な考え方である次の3つを踏まえ、地域福祉推進のため「第2次吹田市地域福祉計画」を策定しました。

第一に、地域福祉推進のための活動への地域住民や社会福祉関係団体、事業者等の参加・参画の促進、活動を支える人材・専門職員の配置と育成の支援、交流の場・活動拠点の確保、必要な情報の提供、財政の支援、連携の促進など、地域福祉活動推進の条件整備を進める上での行政の役割を明らかにします。

第二に、市民のくらしの課題や地域の特性に応じた社会福祉・保健、生活関連諸分野の施策・サービスの整備とその連携による、総合的・体系的な生活保障、行政の支援機能の強化を図ります。

第三に、これらを通じてコミュニティの再生と自治の発展を図るとともに、市民一人ひとりの地域でのくらしを支える仕組みづくりを進めます。

5 地域福祉計画における重要なポイント

地域福祉の問題解決を図っていくときに大切なポイントがあります。地域福祉計画は、以下の4つのポイントを大切にしながら策定しました。

1 地域に暮らすみんなの問題として主体的に取り組む

福祉は、限られた人だけのものではありません。加齢や心身の状態や生活環境の変化で、だれもが支援を必要とする状態になる可能性があります。したがって福祉を一人ひとりの問題としてとらえていくことが必要です。地域で生活する市民一人ひとりが単に社会福祉施策の対象としてではなく、自ら地域の福祉のあり方を考え、携わっていき、福祉サービスの提供や活動に主体的に参加し、運営していく、必要な場合には行政と協働*して社会福祉制度の改善を求めていくといった、市民が住民自治を発揮していくことを大切にしていきます。

2 だれもが自立してともに暮らしていける社会をめざす

・・・人権尊重、ノーマライゼーション*、ソーシャル・インクルージョン*

お互いの人権を尊重しあう社会、ハンディキャップがある人もごく普通に生活を営むことができる社会、すべての人々を社会の構成員として包み支えあい、市民のだれもが自立してともに暮らしていけるような社会をめざします。

3 「公」と「民」の役割を明確にして協働で取り組む

地域の問題解決には「公」（行政）の施策だけでは不十分であり、地域住民をはじめ、社会福祉関係団体・事業者・ボランティア・N.P.O.*（民間非営利組織）等の「民」との協働、つまり「公」「民」の役割分担と「公」「民」協働の考え方に基づく取り組みが欠かせません。

4 暮らしの場である地域に着目して総合的・体系的に対応していく

社会福祉制度にとどまらず、労働問題対策（雇用・就労、労働条件等）、保健・医療、社会教育（生涯学習*）、住宅、生活環境、防災など生活関連領域を含む総合的・体系的な生活保障を暮らしの場である地域に着目して、展開していきます。

6 計画の位置づけ

地域福祉計画は、吹田市第3次総合計画において示している本市の将来像「人が輝き、感動あふれる美しい都市すいた」の実現に向けて、総合計画の理念・施策の基本方向に基づき、福祉の観点から具体化していくものであり、地域福祉を推進していくための施策の基本的な方向性を示すものです。図 I-6-1 に示しているように、地域福祉計画は総合計画を上位計画としながら、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画、次世代育成支援行動計画、青少年育成計画、健康すいた21、食育推進計画*、母子家庭等自立促進計画、地域防災計画、男女共同参画プラン、生涯学習推進計画、交通バリアフリー基本構想などの個別行政計画で示されている内容を地域福祉の視点で再整理したものといたえます。

さらに吹田市社会福祉協議会で策定された地域福祉活動計画・地区福祉委員会5か年計画*と密接な関係にあり、互いに連携して進める必要があります。したがって、地域福祉計画に基づいて施策や事業が単独で立案され、展開されるものではなく、個別計画との整合性を図りつつ、重なる内容については個別計画に具体化を委ねるなど、関係部局との協力・連携を図りながら具体化していくことになります。

図 I-6-1 地域福祉計画とその他の既存計画との関係

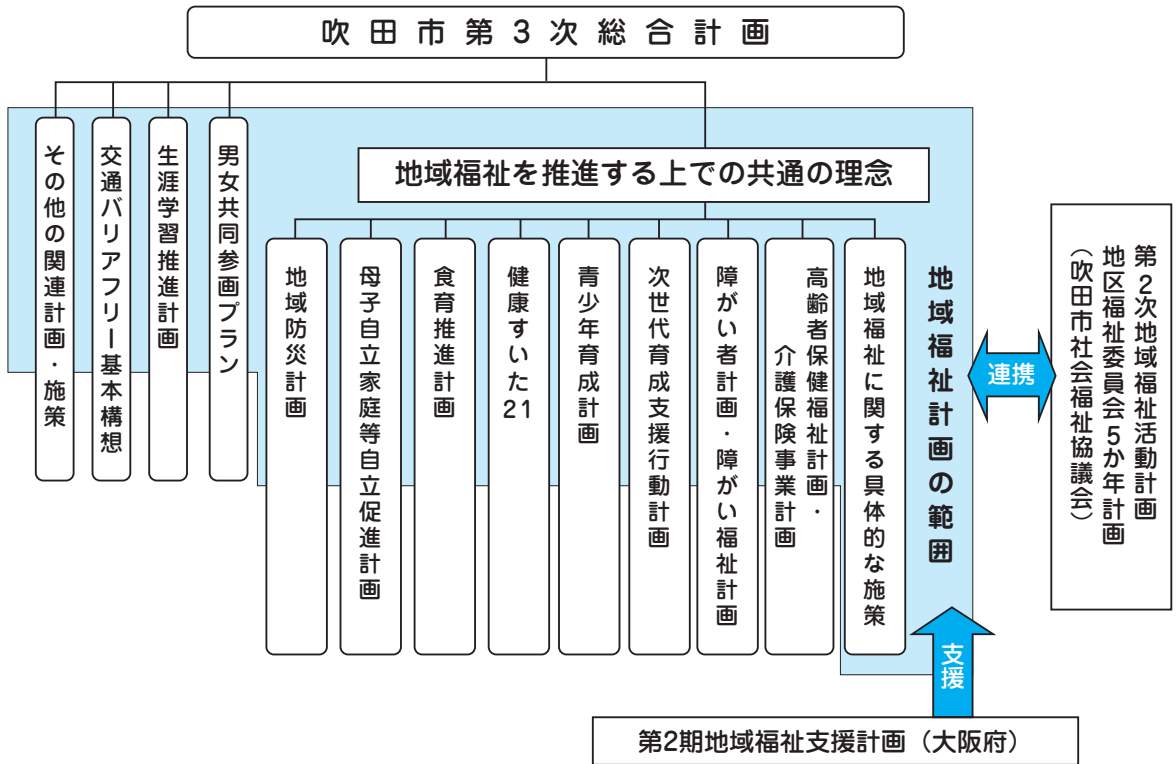
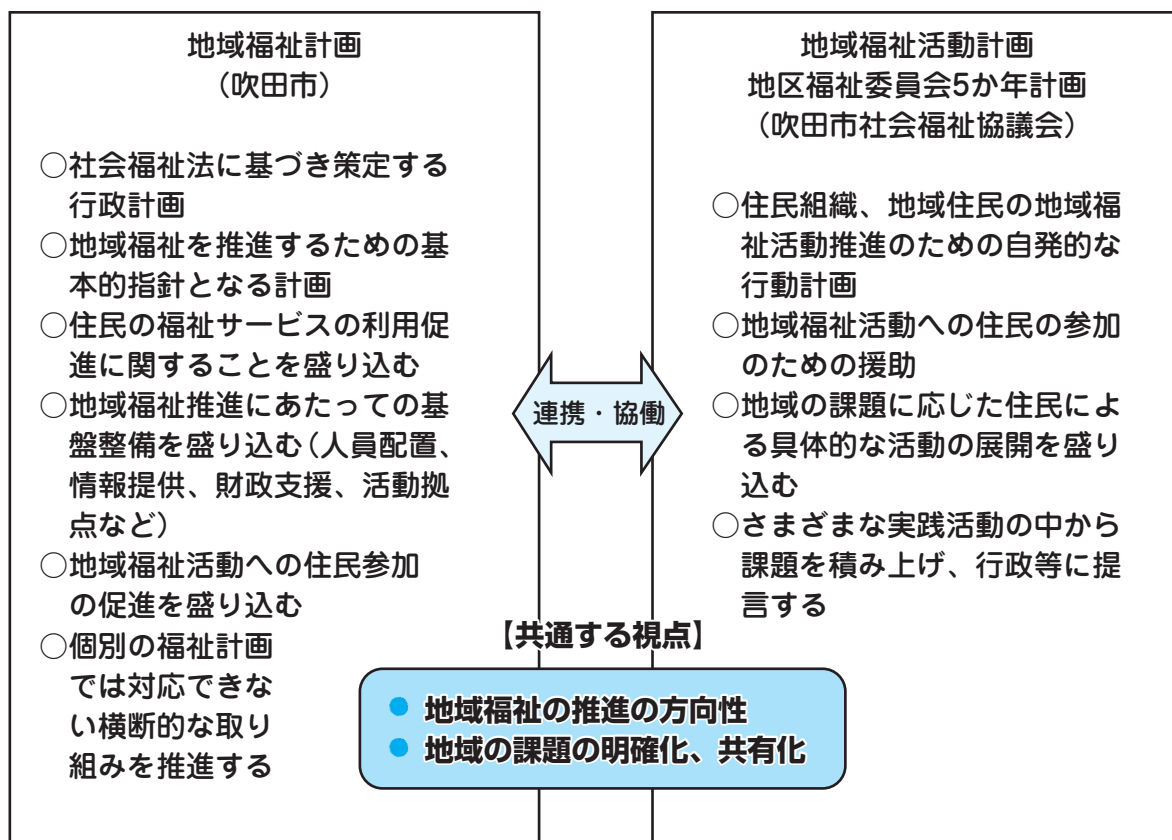


図 I-6-2

地域福祉計画（吹田市）と地域福祉活動計画（吹田市社会福祉協議会）の関係



社会福祉協議会とは

社会福祉法において、社会福祉協議会は地域福祉推進の中核的役割を担う団体として明確に規定されており、住民の視点・民間の立場から地域福祉の推進を図ることとされています。

社会福祉協議会は、市内33地区に組織された地区福祉委員会を中心に小地域ネットワーク活動*を進めるなど、地域の福祉活動推進の要となって活動を展開しています。また、ボランティアセンターの運営、地域ふくし協力金など活動財源の確保の取り組みや、寄附現金や物品を市内の福祉施設や団体等に橋渡しをする「善意銀行」の取り組みなど、多岐にわたる活動を進めています。なお、地域ふくし協力金は「ふれあい昼食会*」や「子育てサロン*」などの地区福祉委員会活動や、福祉情報の発信、福祉教育の活動費などの地域福祉活動の推進に生かされています。

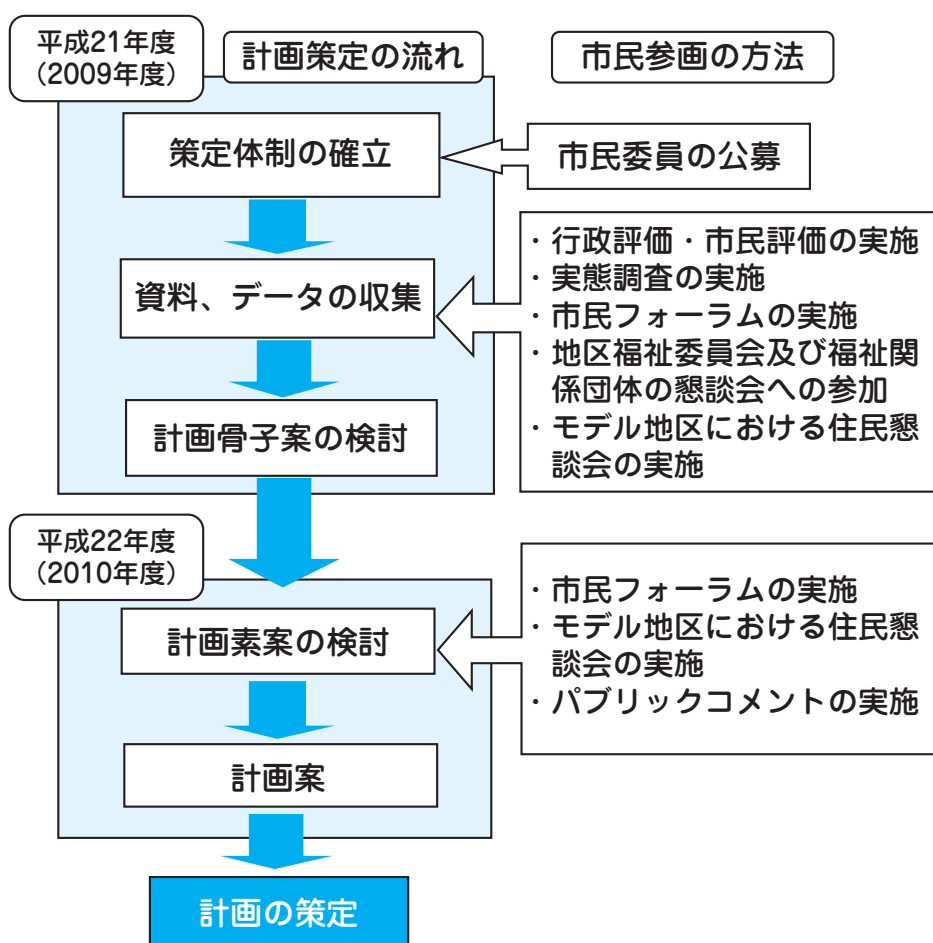
7 計画期間

地域福祉計画の期間は、平成23年度（2011年度）から平成27年度（2015年度）までの5年です。進行管理と必要に応じて見直しを行っていきます。

8 市民の参加、参画による計画策定の取り組み

図 I-8-1 に示している過程を経て計画策定を行いました。特に、「吹田市における地域福祉推進の課題を把握する実態調査」や、モデル地区における住民懇談会（8回開催）、吹田市地域福祉計画策定・推進委員会作業部会（市民委員8名）などによる市民参画の方法を大切にしました。

図 I-8-1 吹田市地域福祉計画策定の流れと市民参画の方法



(1) 市民の参画を基本とした策定体制

計画策定にあたっては、幅広く意見を聴き、検討を進めるため「学識経験者」（2名）、「市民（公募委員）」（4名）、「市内の社会福祉を目的とする団体及び事業者並びに市内の公共的団体の代表者」（7名）、「関係行政機関の職員」（2名）の計15名で構成される「地域福祉計画策定・推進委員会」を設置しました。公募市民の参画比率を高めるために、15名の策定委員のうち4名を市民公募委員としました。また、市民委員を中心とした作業部会を設置し、計画策定のための基礎調査活動や計画素案作成・検討作業に参加していただきました。

(2) 「吹田市における地域福祉推進の課題を把握する実態調査」の実施

第1次地域福祉計画において、地域福祉活動推進の条件整備の施策として推進してきた「コミュニティソーシャルワーカー*の計画的配置」や「ボランティアコーディネーターの配置」の効果や地域福祉活動推進に必要な条件整備についての実態と課題の把握のため、平成21年(2009年)10月から11月の期間で「吹田市における地域福祉推進の課題を把握する実態調査」を行いました。

(3) 地域福祉推進モデル地区での住民懇談会の実施

各年における、地域福祉の進捗状況を把握するとともに、行政サービスなどの各種制度や住民の地域福祉活動によって市民のくらしがどのように変化していくのかを明らかにし、他の地域にも啓発していくことを目的として、平成19年度(2007年度)に千一地区福祉委員会、さらに平成20年度(2008年度)からは佐竹台地区福祉委員会をモデル地区に設定しました。

平成21年度(2009年度)からは地域福祉推進に必要な条件整備や課題を明らかにし、第2次地域福祉計画に盛り込むべき事項を検討するため、それぞれの地区で住民懇談会を実施しました。

地区名	回数	対象(住民)	延べ参加者数
千一	4	地区福祉委員、民生委員・児童委員等	69人
佐竹台	4	地区福祉委員、民生委員・児童委員、自治会、高齢クラブ等	86人

(4) 地区福祉委員会*及び社会福祉関係団体等への懇談会に参加

第2次地域福祉計画策定に向けて、各地区福祉委員会及び社会福祉関係団体等が抱えている課題を把握するため、社会福祉協議会が「第2次地域福祉活動計画・地区福祉委員会5か年計画」の策定にあたって取り組んだ「地区福祉委員会及び社会福祉関係団体等に対する懇談会」に参加しました。なお、地区福祉委員会からの要望は、市の各関係部局で検討し、その結果を各地区へ報告しました。

団体名	地区数(団体数)	実施期間	延べ参加者数
地区福祉委員会	13地区	平成21年(2009年)7月から11月まで	198人
社会福祉関係団体等	3団体	平成21年(2009年)7月から11月まで	42人

(5) 行政評価・市民評価の実施

地域福祉推進における各関係部局の事業について、どのように展開されているか把握し、第1次地域福祉計画における具体的施策の進行管理の実施を目的として、隔年で行政評価及び市民評価を行いました。

年 度	評 価 実 施 者
平成18年度 (2006年度)	吹田市地域福祉計画推進委員会委員 11名(うち市民公募委員2名)
平成20年度 (2008年度)	吹田市地域福祉計画策定・推進委員会委員 15名(うち市民公募委員4名) 吹田市民生・児童委員協議会 地区委員会委員長及び主任児童委員連絡会代表 22名 吹田市社会福祉協議会 地区福祉委員会委員長 33名

(6) 地域福祉市民フォーラムの実施

平成18年度(2006年度)から市民や行政職員の人権・福祉意識の向上を図ることや、地域福祉を推進する関係機関・団体や地域との連携を強化するために、地域福祉市民フォーラムを実施しています。平成21年度(2009年度)の市民フォーラムはワークショップ*方式で行い、「一緒に考えませんか 5年後のすいたの地域福祉」をテーマに、住民のみなさんと話しあいました。

年 度	開催日	実施形態	参加者数
平成21年度 (2009年度)	平成22年(2010年) 2月13日(土)	基調講演及びワークショップ	136人
平成22年度 (2010年度)	平成22年(2010年) 11月21日(日)	基調講演及びシンポジウム	98人

(7) パブリックコメント*の実施

「第2次地域福祉計画素案」に対する意見を募るため、平成23年(2011年)2月1日から3月2日まで、市内公共施設に計画素案を配布するとともに、ホームページに掲載し、パブリックコメントを募集しました。9通(17件)のご意見をいただき、吹田市地域福祉計画策定・推進委員会において報告しました。

9

第1次吹田市地域福祉計画の主な取り組み状況

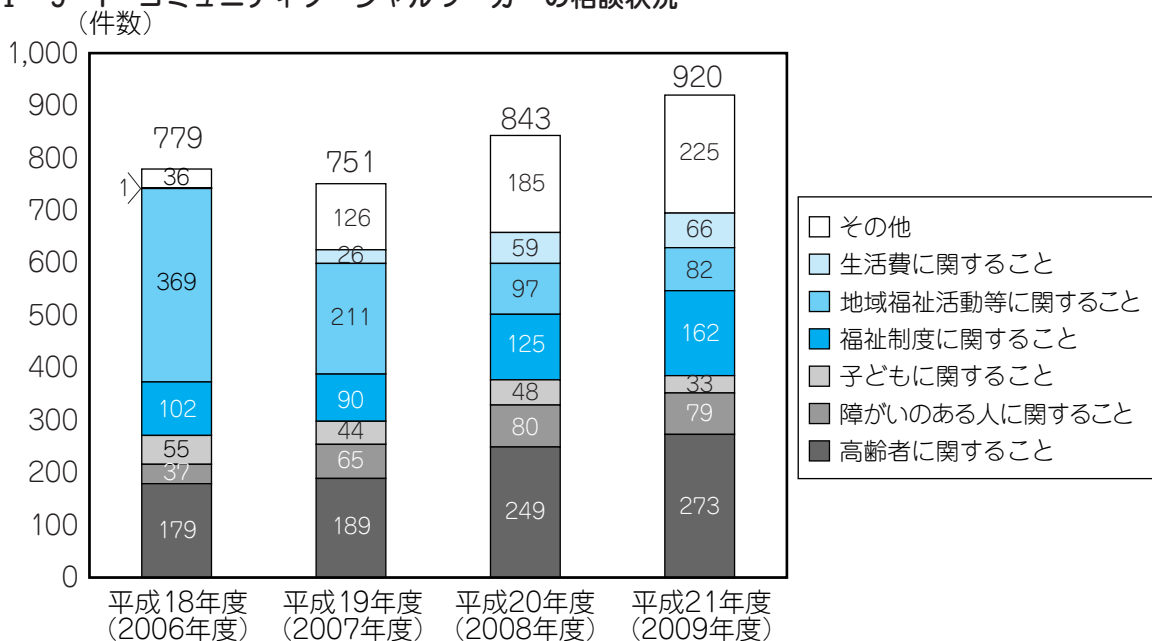
平成18年(2006年)5月に策定しました第1次地域福祉計画では、地域に住むだれもがいきいきと輝き、安心して暮らしていけるまちをめざし、「いのちとくらしを守り、一人ひとりが輝くまちづくり」を目標として掲げ、地域福祉を推進してきました。第2次地域福祉計画策定にあたり、第1次地域福祉計画の主な取り組み状況についてみてみます。

コミュニティソーシャルワーカーの計画的配置

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)は、地域で困っている人へ必要な支援を結びつけたり、地域福祉活動を活性化させる「地域のつなぎ役」をする人です。

社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーク機能の強化を図るため、大阪府と連携して、平成18年度(2006年度)に4名、平成19年度(2007年度)に6名、平成20年度(2008年度)には13名のコミュニティソーシャルワーカーを社会福祉協議会に配置しました。コミュニティソーシャルワーカーが担当の地域に出向き、地区福祉委員会と活動をともにすることで、支援を必要とする人の情報をいち早くとらえ、対応することが可能となりました。地域福祉活動の担い手を対象とした「吹田市における地域福祉推進の課題を把握する実態調査」の中でも、コミュニティソーシャルワーカーの役割や活動について約6割強の人が満足しているという結果も出ています。コミュニティソーシャルワーカーが人と人をつなぐことで、地域の問題を自分の問題としてとらえ、住民自らが主体的に福祉に関わる、地域の支えあいの輪が広がっています。

図 I-9-1 コミュニティソーシャルワーカーの相談状況



相談事例 走れ！CSW！！

認知症のあるひとり暮らしの高齢者が急に大声を出すなどの症状があり、これらの状態を心配している近隣住民の方から相談があった。担当民生委員・児童委員に連絡をとるとともに、地域包括支援センターの協力で担当ケアマネジャー*とも連絡を取り、対象者の情報を共有することに。支援していたホームヘルパー、ケアマネジャー、民生委員・児童委員、近隣住民それぞれが、その高齢者の方と関わっていることを知らず、連携がとれていなかったが、CSWが関わることで、みんなを結びつけて、一つの「見守りネットワーク」を組織することができた。

ボランティアセンター（社会福祉協議会運営）の機能充実

社会福祉協議会が開設・運営しているボランティアセンターでは、だれでも自分のできる範囲で、ボランティア活動に参加できるよう相談に応じたり、ボランティアを頼みたい人には紹介をしています。また、一人でも多くの市民にボランティア活動に関心を持ってもらうよう、ボランティア養成講座の開催やグループ活動の紹介、福祉情報の提供などを行っています。

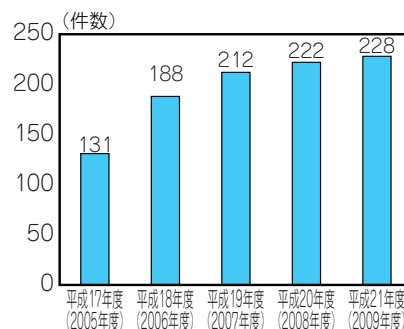
平成18年度（2006年度）には、ボランティア活動をしたい人にその希望にあった活動を紹介したり、活動しやすくするための情報提供や助言などを行う専任のボランティアコーディネーター（社会福祉協議会所属）を1人配置しました。

現在、ボランティアセンターには、93グループの団体登録、138名の個人登録があり、活動の情報交換や交流を深めています。また、ボランティア活動の推進のため、ボランティアグループ相互の情報交換やボランティア活動の啓発を行うボランティア連絡会には、27グループが加入しています（平成23年〔2011年〕3月末現在）。

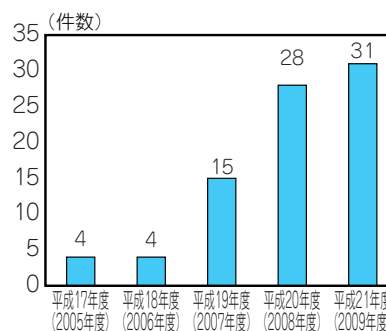
また、ボランティアグループと小学校や福祉施設・団体等との連携も広がっています。福祉教育事業は、小学校や中学校からの依頼を受け、ボランティア登録グループや地区福祉委員会、社会福祉協議会の職員などが学校へ出向いて、点字や車いす体験などの講義を行い、福祉教育の授業の一翼を担っています。学校からの依頼件数は年々増えており、平成17年度（2005年度）で4件だったのが、平成21年度（2009年度）では、31件に伸びています。

ボランティア活動が活発な地域は、地域福祉活動も活発です。ボランティア講座の開催など活動に参加しやすい仕組みづくりが、ボランティアに参加する人を増やし、地域福祉を推進しています。

図I-9-2 ボランティアの相談件数



図I-9-3 学校からの福祉教育依頼件数



子育て支援に関するホームページ(すくすく子育てNavi)の開設

該当施策「福祉サービスの利用に関する情報提供の充実」

子育て情報や地域の子育て支援情報が簡単に手に入るホームページを平成21年度(2009年度)に開設しました。

カテゴリーをライフステージ別、目的別、地域別に分けており、子育てをしているお父さん、お母さんなどの悩みに対して、豆知識や各種相談窓口一覧も掲載しています。



職員を対象とした、地域福祉活動体験実習の取り組み

該当施策「行政職員の意識向上と地域との連携」

行政職員を対象とした地域福祉体験実習を平成20年度(2008年度)から取り組んでいます。地域福祉計画や地域福祉活動について職員へ周知を図り、地域福祉計画における公民の役割分担と協働について理解することで、各担当部局で地域福祉の推進につなげていくことを目的としています。地域福祉に関する講義を受けた後、社会福祉協議会及び地区福祉委員会が実施する子育てサロンやいきいきサロン*に参加しています。

参加した実習者の声(抜粋)

行政、民間団体、地域がそれぞれの役割を果たすことにより、このような体験実習が実現できたのだと思います。とても貴重な機会となりました。私の部局でも何か関わることがないか、今後アンテナを張りめぐらせておきたいと思います。

『地域福祉読本の発行』

該当施策「地域福祉活動のための情報発信」

「福祉サービスの利用に関する情報提供の充実」

民生委員・児童委員*や地区福祉委員及び地域福祉活動やボランティア活動を始めたい人を対象に、『地域福祉読本』を4,000部発行しました。市や社会福祉協議会及び住民の地域福祉活動の取り組みをわかりやすく紹介しています。

